≪「食」の自立支援事業フローチャート≫

令和6年9月更新

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯ですか？

- はい → 下記項目について当てはまる項目はありますか？
- いいえ → 配食利用不可。

下記項目について当てはまる項目はありますか？

□医師から栄養改善について指示が出ている。　□6ヶ月で2～3Kgの体重減少があった。
□朝・昼・夜と1日に3食摂れていない。　□食事内容に偏りがある。　□食事が食べにくくなった、または、食べるものが減った。

- はい → 配食時に自宅におり、直接手渡しにてお弁当を受け取ることができますか？
- いいえ → 配食利用不可。

配食時に自宅におり、直接手渡しにてお弁当を受け取ることができますか？

- 直接手渡しにて受け取り可能 → 現在、利用している介護保険サービスや高齢者福祉サービスはありますか？
- 直接手渡しできない → 配食利用不可。

現在、利用している介護保険サービスや高齢者福祉サービスはありますか？

- 利用あり
  - **通所系サービス**を利用 → 通所系サービスと同日の配食利用不可。よって、通所系サービスと配食利用日をずらす。ただし、半日デイ等で、1日に複数の安否確認が必要な場合、かつ、デイサービスにて食事支援がない場合は配食可とする。
  - **訪問系サービス**を利用 → 訪問系サービス利用日と同日の配食利用不可。よって、ヘルパー利用日と配食利用日をずらす。ただし、食事支援が入らない訪問系サービスの場合、かつ、1日複数の安否確認が必要な場合は同日の配食可とする。
  - **「ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業」**を利用 → ヤクルト配達による安否確認を受けている場合は、基本的に、ヤクルトと同日の配食は不可。
    さらに配食は週2回まで。
- 利用なし → どの曜日でも配食可。しかし、サロンや地域活動、病院受診等で、毎週決まった曜日・時間に外出する場合は、配食曜日と被らないようにする。

配食利用不可。

【対象者】
栄養改善が必要な者のうち、下記のいずれにも該当する者。
①中津市内に住所を有する高齢者（65歳以上）であること。
②一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者。